

総社市財務規則及び総社市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第2号

総社市財務規則及び総社市財産規則の一部を改正する規則

(総社市財務規則の一部改正)

第1条 総社市財務規則(平成17年総社市規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表第3(第81条関係)				別表第3(第81条関係)			
設置場所		出納員	委任事務	設置場所		出納員	委任事務
略				略			
総務部	略			総務部	略		
	人材育成推進室	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		人材育成推進室	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部
略				略			
略				略			

(総社市財産規則の一部改正)

第2条 総社市財産規則(平成17年総社市規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前	

改正後				改正前			
別表（第22条関係）				別表（第22条関係）			
設置場所		物品出納員	委任事務	設置場所		物品出納員	委任事務
略				略			
総務部	略			総務部	略		
	人材育成推進室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部		人材育成推進室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部
総務部				総務部	特別定額給付金支給室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部
	略				略		

附 則
この規則は、令和3年4月1日から施行する。